

○浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金支給規則

令和4年10月18日

規則第70号

(目的)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業のうち、同条第4号に規定する事業として行う幼児を対象とした多様な集団活動事業（以下「多様な集団活動事業」という。）を利用する幼児の保護者に対し、当該保護者が負担した利用料について給付金を支給することにより、当該保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象施設 次に掲げる要件を満たす施設として市長の認定を受けたものをいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定による届出をした施設であること。

イ 満3歳以上の小学校就学前の在園する全ての幼児を対象として提供している標準的な開所時間等が、次に掲げる要件を満たす施設であること。

(ア) 開所時間が、おおむね1日当たり4時間以上8時間未満であること。

(イ) 開所日が、おおむね1週間当たり5日以上及び年間当たり39週以上であること。

ウ 別表に定める基準を満たす施設であること。

エ 次に掲げる施設ではないこと。

(ア) 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設

(イ) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設

(ウ) 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者

(エ) 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（法

第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受給している満3歳以上の小学校就学前の幼児の数が、当該施設を利用する満3歳以上の小学校就学前の幼児の数の半数を超えない施設を除く。この場合における基準日は、第3条に規定する認定の申請をする日の属する年度の5月1日とする。)

(2) 利用料 対象施設に在籍する全ての幼児に対して提供する保育等に対して対象施設が保護者から徴収する費用であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 入園料

イ 施設整備費

ウ 延長保育又は預かり保育に要する費用

エ 食材費、通園費その他の対象施設において提供される便宜に要する費用

(3) 対象幼児 対象施設を利用する幼児であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 対象施設を利用する日の属する月の初日において、次のいずれにも該当する者

(ア) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。

(イ) 満3歳以上であること。

(ウ) 当該対象施設に在籍していること。

イ 対象施設を、おおむね1日当たり4時間以上8時間未満、1週間当たり5日以上及び年間当たり39週以上利用する者

ウ 次のいずれにも該当しない者

(ア) 法第11条に規定する子どものための教育・保育給付の対象となる者

(イ) 法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付の対象となる者

(対象施設の認定の申請)

第3条 多様な集団活動事業を行う施設の事業者は、その設置する施設が第2条第1号に規定する要件を満たすことについて市長の認定を受けようとする

ときは、浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金対象施設認定申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の認定の申請は、毎年度、行うものとする。

（対象施設の認定）

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、対象施設としての認定をしたときは浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金対象施設認定通知書（別記第2号様式）により、当該申請の却下をしたときは浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金対象施設認定申請却下通知書（別記第3号様式）により、当該申請を行った事業者へ通知するものとする。

（対象施設の認定の取消し）

第5条 市長は、前条の規定により認定を受けた事業者（以下「対象施設設置事業者」という。）が偽りその他不正の手段により同条に規定する対象施設の認定を受けたことが明らかになったときは、当該認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項に定める場合のほか、対象施設が第2条第1号に規定する要件を満たさなくなった場合は、当該認定を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定により対象施設の認定を取り消したときは、浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金対象施設取消通知書（別記第4号様式）により対象施設設置事業者へ通知するものとする。

（対象費用）

第6条 給付金の対象となる費用は、対象幼児の保護者が対象施設に支払う利用料とする。

（給付基準額）

第7条 対象幼児1人当たりの給付基準額は、1月当たり2万円又は第3条の規定により対象施設の認定の申請をした日の属する年度の前年度から起算して過去3か年度の間における対象施設の平均月額利用料（10円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額）のいずれか少ない方の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条の規定による対象施設の認定の申請をし

た日の属する年度に当該対象施設を設置した場合における給付基準額は、1月当たり2万円又は当該日の属する月の初日における当該施設の利用料のいずれか少ない方の額とする。

(給付金の額)

第8条 給付金の額は、対象幼児の保護者が現に対象施設に支払った月額の利用料と前条の給付基準額のいずれか少ない方の額とする。

(給付金の支給申請)

第9条 給付金の支給を受けようとする対象幼児の保護者は、浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金支給申請書(別記第5号様式)に利用料に係る領収証を添えて、市長に申請しなければならない。

(支給決定等)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、給付金を支給することを決定したときは浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金支給決定兼支払通知書(別記第6号様式)により、支給しないことを決定したときは浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金支給申請却下通知書(別記第7号様式)により、当該対象幼児の保護者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第11条 市長は、対象幼児の保護者が偽りその他不正の手段により、給付金の支給の決定を受けたことが明らかになったときは、当該支給の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支給の決定を取り消したときは、浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金支給決定取消通知書(別記第8号様式)により、当該対象幼児の保護者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により給付金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、期限を定めて、当該給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(関係書類の整備)

第13条 対象施設は、年度ごとに、本事業に係る帳簿及び関係書類を整備す

るとともに、第4条の規定による認定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間、これらの書類を保管しなければならない。

(給付金に関する報告等)

第14条 市長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、給付金の支給の決定を受けた対象幼児の保護者に対し、報告を求め、又は調査することができる。

(指導又は監査)

第15条 市長は、対象施設に別表に定める基準を遵守させるとともに、市長が特に必要と認める場合には、指導又は監査を行うことができる。

2 市長は、対象施設が市外に所在する場合は、対象施設が所在する他の地方公共団体が実施した指導又は監査の内容を共有することにより、前項に定める指導又は監査に代えることができる。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表 (第2条第1号・第15条第1項)

対象施設の認定基準

項目	基準の内容
1 保育に従事する者の数	保育に従事する者の数は、満3歳以上満4歳に満たない幼児にあってはおおむね20人につき1人以上とし、満4歳以上の幼児にあってはおおむね30人につき1人以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。
2 保育に従事する者の資格	保育に従事する者のおおむね3分の1以上は、幼稚園の教諭の免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第1項に規定する免許状をいう。)を有する者、保育士、看護師(准看護師を含む。)又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を含む。)その他の機関が

	行う研修を含む。)を修了した者(1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設に限る。)とする。
3 保育室等の構造設備及び面積	<p>(1) 保育室の面積は、おおむね幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 保育室と調理室が区画されていること。</p> <p>(3) 便所には手洗設備が設けられていること。</p> <p>(4) 必要な遊具、保育用品等を備えること。</p> <p>(5) 保育室、遊具等は、幼児が安全に使用できるものであること。</p>
4 非常災害に対する措置	<p>(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</p> <p>(3) 保育室を2階に設ける建物は建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物(以下「耐火建築物」という。)又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること、保育室を3階以上に設ける建物は耐火建築物であること。</p>
5 保育の内容	<p>(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況に基づいた適切な教育・保育の計画を策定し、実施していること。</p> <p>(2) 各施設の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。</p>
6 給食(給食を実施している場合に限る。)	<p>(1) 幼児の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とすること。</p> <p>(2) 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。</p>
7 健康管理・安全確保	幼児の健康観察等を通じて日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な安全管理を行うこと。
8 利用者への	対象施設での活動の内容について、利用者に対し書面の交

情報提供	付等を通じて、説明及び情報提供を行うこと。
9 職員・幼児の 帳簿の整備	職員及び幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておくこと。
10 会計処理	<p>(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。</p> <p>(2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。</p> <p>(3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。</p> <p>(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。</p>

別 記

第 1 号様式（第 3 条第 1 項）

浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金対
象施設認定申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、法人の所在地、名称及び代表者氏名）

対象施設としての認定を受けたいので、浦安市幼児を対象とした多様な集
団活動事業の利用支援給付金支給規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとお
り必要な書類を添えて申請します。

1 設置者・施設に関する事項

設置主体	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 公立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO 法人 <input type="checkbox"/> その他法人 <input type="checkbox"/> 法人以外 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体
設置者の氏名又は名称	
設置者の住所 又は所在地	〒 電話番号： メールアドレス：
代表者氏名	氏名： 職名：
施設の種類の種類	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項の規定による届出対象施設 （うち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）

	市							(B)の割合
現員 計(A)								B/A(※5)
無償化対象	市							
	市							
	市							
無償化対象計(B)								
※4								

※1 3歳以上の現員（おおむね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上及び年間39週以上利用する幼児のみ）については、付表で内訳を提出すること。

※2 定員について特に定めが無い場合は、施設・設備や職員配置を考慮して同時に利用可能な人数を記載すること。

※3 満3歳児の定員・現員数は、「3歳児」欄に記載すること。

※4 3歳以上の現員のうち、子育てのための施設等利用給付を受給している幼児の人数を記載すること。

※5 本欄の数値が50%を上回る施設は、対象施設とはならないことに留意すること。

(5) 利用料金等（1人当たり）

		利用料（保育料）			
		年額	月額	半期	その他
3歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
4歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
5歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
利用料（保育料） 以外の料金 ※年額で記載		総額	入園料	教材費	給食費
			行事費	通園送迎費	()

※3歳児の欄は、満3歳児を含む。満3歳児の利用料が3歳児と異なる場合は、両方を記載すること。

(6) 職員の配置 (5月1日時点の数値を記載すること。)

①園長・施設長 常勤 非常勤 _____人

_____人 常勤換算後の人数※

※1日の勤務時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。

[教育・保育業務への従事]

従事する(資格等欄にも記載) 従事しない

[資格等]

幼稚園教諭免許 保育士 看護師 准看護師

基準で定める研修修了者 その他()

②教育・保育従事者 常勤_____人 非常勤_____人 総数_____人

常勤換算後の人数※ _____人

[資格等別の内訳]

資格等	常勤	非常勤		合計	
		実人数	換算人数	実人数	換算人数
幼稚園教諭免許					
保育士					
看護師					
准看護師					
基準で定める 研修修了者					
その他					
合計					

③その他の職員 常勤_____人 非常勤_____人 総数_____人

[資格等別の内訳]

資格等	常勤	非常勤	合計
調理員			
その他 ()			
その他 ()			
合計			

(添付書類)

- 有資格者等について、その資格等が確認できる免許状や登録証の写し等
- 保育士等の職員の勤務体制が分かる勤務割表等
- 施設の平面図（消火器は○印、消火栓は「栓」の字、非常口は「非」を平面図上に記入すること。）
- 利用案内及びパンフレット（利用料が明記されているものについては、当該年度分とは別に過去3か年分を添付すること。）
- 年間の活動計画、幼児の健康管理・安全管理等が分かる書類及び保険会社との契約書類の写し
- 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は当該基準への適合（見込み）状況を説明する書類

対象施設認定申請書 付表(現員の内訳書)

(年5月1日時点)

NO. ※1	幼児の 在住市町村	3歳以上の在籍幼児 ※3				氏名	フリガナ	生年月日	保 護 者			無償化対象 の有無 ※4	
		歳児クラス ※2							氏名	フリガナ	住所	対象	対象外
		満3歳	3歳	4歳	5歳								
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
小 計	市計												
	市計												
	市計												
合 計													

※1 内訳書の順は、「幼児の在住市町村」ごとに、歳児クラスごとの幼児名(氏名)の五十音順に記載すること。

※2 「歳児クラス」欄は、該当するクラスに○印を記載すること。

※3 対象施設におおむね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上及び年間39週以上利用する幼児のみ記載すること。

※4 「無償化対象の有無」欄は、幼児の保護者が子育てのための施設等利用給付を受給している場合は「対象」欄に○を、受給していない場合は「対象外」欄に○を記載すること。

第2号様式（第4条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金対象施設認定通知書

年 月 日付けで申請のあった浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金に係る対象施設の認定について、浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金支給規則第4条の規定により次のとおり認定したので、通知します。

設置者の氏名又は名称	
設置者の住所又は所在地	
代表者氏名	
対象施設の名称	
認定期間	
給付基準額	
備考	

第3号様式（第4条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金対
象施設認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金に係る対象施設の認定について、浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金支給規則第4条の規定により、次の理由により却下したので、通知します。

設置者の氏名又は名称	
設置者の住所又は所在地	
代表者氏名	
施設の名称	
却下の理由	
備考	

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起

算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第5条第3項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金対
象施設取消通知書

年 月 日付け 第 号をもって認定のあった浦安市幼
児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金に係る対象施設の認定
について、浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金支
給規則第5条第1項・第2項の規定により次のとおり認定を取り消したので、
同条第3項の規定により通知します。

設置者の氏名又は名称	
設置者の住所又は所在地	
代表者氏名	
対象施設の名称	
取消しの理由	
備考	

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第9条）

年 月 日

浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金支給申請書

（宛先）浦安市長

【申請に当たって同意していただく事項】

- 1 支給決定に当たって必要な範囲内で、幼児が通園する施設が有する学齢簿の類及び徴収金台帳等を市が閲覧及び調査をすること。
 - 2 規則に規定する内容を遵守すること。
- 以上のことに同意し、以下のとおり申請します。

1 保護者（申請者）及び対象幼児

保護者 （申請者）	ふりがな		続柄
	氏名		

幼児	ふりがな		生年月日	
	氏名			

住所	〒	連絡先	□父 □母 □自宅 電話番号：

2 利用施設

利用施設名		施設所在地	□浦安市 □その他：
-------	--	-------	---------------

3 支給申請額

申請額	円	利用月数	月分
-----	---	------	----

※市が確認した利用実績に応じて、支給額を決定します。

4 給付金の振込先

金融機関コード		金融機関名	
支店番号		支店名	
口座番号		預金種別	□普通 □当座
口座名義カナ			

※申請者と口座名義が異なる場合は、必ず以下の欄に署名してください。

私（申請者）は、上記口座名義人に給付金の受取りを委任します。

申請者氏名	
-------	--

第6号様式（第10条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金支給決定兼支払通知書

年 月 日付けで申請のあった浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金の支給について、浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金支給規則第10条の規定により次のとおり支給を決定したので、通知します。

保護者	氏名	
	住所	
幼児	氏名	
	生年月日	
支給決定額		
支給対象年月		
支払予定日		
備考		

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起

算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式（第10条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金支給申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金の支給について、浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金支給規則第10条の規定により、次の理由により却下したので、通知します。

保護者	氏名	
	住所	
幼児	氏名	
	生年月日	
却下の理由		
備考		

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起

算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 8 号様式（第 11 条第 2 項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金支給決定取消通知書

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金の支給決定について、浦安市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付金支給規則第11条第1項の規定により、次のとおり支給決定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

保護者	氏名	
	住所	
幼児	氏名	
	生年月日	
取消しの理由		
備考		

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。